

④ 投資信託の償還損

Q : 投資信託を解約した場合の損失や償還損は、他の所得と損益通算することができるのですか？

A : 上場株の譲渡益や上場株の配当所得(平成21年分から)と損益通算することが認められます。

【解説】

株式投資信託の解約、償還損益は、配当所得から譲渡所得に変更されることとなりましたので、上場株との損益通算はもちろん、配当所得との通算もできることとなりました。

具体的には、次のとおりです。

投資信託にかかる損失には、①満期まで保有した場合における償還損、②売却した場合の譲渡損、③解約した場合の解約損がありますが、いずれの損失についても、次のように取り扱われることとなっています。

- ① 上場株式の配当所得との損益通算
平成21年分から損益通算ができることとなります。また、上場株式の譲渡損失の3年間の繰越控除の適用もできます。
- ② 株式投資信託の解約・償還益との損益通算
平成21年分から損益通算ができることとなります。
- ③ 上場株式の譲渡益
損益通算することができます。
- ④ 株式投資信託の譲渡益
損益通算することができます。

